

# 福岡市公報

令和7年9月1日 第7173号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
規	則	

○福岡市障がい者介護給付費等の支給に関する規則の一部改正（第80号）…………… 1

---

規 則

---

福岡市障がい者介護給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第80号

福岡市障がい者介護給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則

福岡市障がい者介護給付費等の支給に関する規則（平成18年福岡市規則第78号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）及び様式第1号の2（表）中

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練（機能訓練）</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援（A型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練（生活訓練）</li> <li>・ 就労移行支援（養成施設）</li> <li>・ 就労継続支援（B型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊型自立訓練</li> <li>・ 就労定着支援</li> </ul>	を
--	--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練（機能訓練）</li> <li>・ 就労選択支援</li> <li>・ 就労定着支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練（生活訓練）</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援（A型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊型自立訓練</li> <li>・ 就労移行支援（養成施設）</li> <li>・ 就労継続支援（B型）</li> </ul>	に改め
--	--	---	-----

る。

別記様式第5号（25ページから27ページまで）中

生活介護・自立訓練・ 就労移行支援・就労継続支援・ 事業者記入欄 就労定着支援・自立生活援助	を
生活介護・自立訓練・就労系・自立生活援助 事業者記入欄	に改める。

別記様式第7号(表)及び様式第7号の2(表)中

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練(機能訓練)</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援(A型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練(生活訓練)</li> <li>・就労移行支援(養成施設)</li> <li>・就労継続支援(B型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型自立訓練</li> <li>・就労定着支援</li> </ul>	を
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練(機能訓練)</li> <li>・就労選択支援</li> <li>・就労定着支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練(生活訓練)</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援(A型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型自立訓練</li> <li>・就労移行支援(養成施設)</li> <li>・就労継続支援(B型)</li> </ul>	に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福岡市障がい者介護給付費等の支給に関する規則別記様式第1号、様式第1号の2、様式第5号、様式第7号及び様式第7号の2の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。